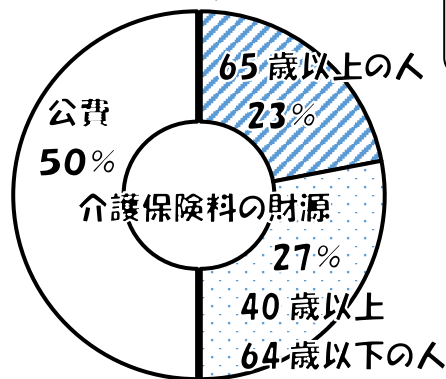


65 歳以上のみなさまへ



野洲市の介護保険料

令和 7 年度版



介護保険は介護を必要とする人と、その家族を社会全体で支えあうためにつくられた制度です。この制度を支える大切な財源となるのが、みなさんの介護保険料です。

介護が必要となったときに誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、保険料の納付をお願いします。

発行：野洲市役所 健康福祉部介護保険課

【野洲市の 65 歳以上の人（第 1 号被保険者）の保険料】

所得段階	対 象 者			算定基準	令和 7 年度 保険料年額
第 1 段階	本人が 住民税 非課税	- 生活保護を受けている人 - 住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		基準額 ×0.285	22,127 円
第 2 段階		世帯に 住民税 課税者 が	- 本人の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額（※1）」が 80.9 万円以下の人 - 本人の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が 80.9 万円超 120 万円以下の人	基準額 ×0.485	37,655 円
第 3 段階		いない	第 1 段階、第 2 段階以外の人	基準額 ×0.685	53,183 円
第 4 段階		世帯に 住民税 課税者 がいる	- 本人の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が 80.9 万円以下の人 - 第 4 段階以外の人	基準額 ×0.9	69,876 円
第 5 段階				基準額	77,640 円
第 6 段階	本人が 住民税 課税	本人の合計所得金額（※2）が 120 万円未満の人		基準額 ×1.2	93,168 円
第 7 段階		本人の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人		基準額 ×1.3	100,932 円
第 8 段階		本人の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人		基準額 ×1.5	116,460 円
第 9 段階		本人の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人		基準額 ×1.7	131,988 円
第 10 段階		本人の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人		基準額 ×1.9	147,516 円
第 11 段階		本人の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人		基準額 ×2.1	163,044 円
第 12 段階		本人の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人		基準額 ×2.3	178,572 円
第 13 段階		本人の合計所得金額が 720 万円以上の人		基準額 ×2.4	186,336 円

令和 7 年度介護保険料額は、令和 6 年中（1 月～12 月）の合計所得金額等に応じて決まります。

※1 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金の所得を除いた金額です。マイナスの場合は 0 円とみなします。

※2 合計所得金額とは、1 年間の収入から必要経費を引いた金額で、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。第 1～5 段階については、合計所得金額に給与所得・公的年金等に係る所得が含まれている場合、10 万円を控除した金額を用います。土地売買等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

【介護保険料の納め方】

※保険料の納め方は **特別徴収** と **普通徴収** の2種類に分けられます。

※どちらの納め方になるかは、法令等で定められており、被保険者の方が選択することはできません。

1、特別徴収・・・年金からの引き去りで収める

- ◆ 年金が年額 18 万円（月額 1 万 5,000 円）以上の人が対象です。
- ◆ 老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金の定期支払（毎偶数月、年6回）の際、年金受給額から保険料をあらかじめ引き去ります。

例) 特別徴収による納付 《所得段階が第5段階（年額 77,640 円）の場合》 (円)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
9,900		9,900		9,900		16,140		15,900		15,900		77,640
仮徴収(前年度2月の保険料額と同額です)						本徴収(年額合計から仮徴収額を除いた額を納めます)						

- ◎ 年間保険料額の本算定（6月）で決定した10月以降の徴収額が、仮徴収額と比べて著しく差が開いた場合、その差額を軽減するために **8月の仮徴収額を変更** する場合があります。
- ◎ 端数が生じる場合は10月分で調整します。

2、普通徴収・・・納付書や口座振替やキャッシュレスで納める

- ◆ 65 歳到達や転入してからしばらくの間や、年金が年額 18 万円未満の人が対象です。
- ◆ 市役所から送られてくる納付書や口座振替で保険料を納めます。

例) 普通徴収による納付 《所得段階が第5段階（年額 77,640 円）の場合》 (円)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
		1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	
納期なし		8,340	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	77,640

- ◎ 4月～翌年3月までの12ヶ月分の保険料を、6月～翌年3月までの10期に分けて、納付します。
- ◎ 端数が生じる場合は6月の納期で調整します。
- ◎ 納期限は原則月末です（月末が土日祝日の場合は翌営業日）。
- ◎ キャッシュレス納付ができるのは、以下のアプリです。
- ① Pay B ② 楽天銀行 ③ Pay Pay
- ④ ゆうちょ Pay ⑤ au Pay ⑥ d払い ⑦ 楽天ペイ

★ 口座振替が便利です ★

普通徴収の場合、便利で安心・確実な口座振替がおすすめです！ 通帳、通帳届出印をお持ちのうえ、金融機関・郵便局でお申し込みください(申込書は市内の金融機関・郵便局に備え付けています)。

3、こんな場合は・・・

1、65 歳到達や、他市町村から転入した場合の納付方法（年金が年額 18 万円以上の人）

- ① 当初は **普通徴収** で、およそ6～8ヵ月後の年金支給月から、**特別徴収** に変わります。
※ 変更の際してお手続きは不要です。変更時に、改めて通知をお送りします。
- ② 65 歳到達後に年金を受給される人は、年金を受給することになってからおよそ6～8ヵ月後の年金支給月より、**特別徴収** となります。

例) 年度途中に普通徴収から特別徴収となる場合 ※10月から特別徴収開始の場合 (円)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
		9,720	9,700	9,700	9,700	13,020		12,900		12,900		77,640
普通徴収						特別徴収(年額合計から普通徴収の額を除いた額)						

2、年度途中に所得段階が変更となった場合（税申告など）

- ① 増額となった場合：増額分は **普通徴収** となります（特別徴収の額は変更しません）。
- ② 減額となった場合：原則として特別徴収を中止し、年度の残額は **普通徴収** による納付となります。

3、年金の受給が停止された場合（年金担保、現況届提出遅れ/未提出、受給年金選択替えなど）

- ・ **特別徴収** は中止となり、年度の残額は **普通徴収** による納付となります。